明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（二五五）　三
○中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（二五六）　三
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五七）　六
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二五八）　七
○がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令（二五九）　七
○がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令（二六〇）　九
○独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（二六一）　九

〔省　令〕

○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働八〇）　一〇
○中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（同八一）　一〇
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（同八二）　一〇

〔告　示〕

○肥料を登録した件（農林水産九八五～九八七）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等　平成二十五年度国家公務員共済組合連合会の決算、公文書等の管理に関する国立大学法人富山大学、東日本高速道路株式会社工事開始、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一三
地方公共団体　行旅死亡人関係　一三
会社その他　一三
会社決算公告　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

（政令第二五五号）（文部科学省）

1　国立大学法人等を国とみなして準用する児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）及び母子保健法（昭和四〇年法律第一四一号）の規定について削除することとした。

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令

（政令第二五六号）（厚生労働省）

1　中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。以下「中東呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定めることとした。（第一条関係）

2　法第七条第一項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とすることとした。（第二条関係）

3　中東呼吸器症候群については、法第八条第一項、第一二条（第四項及び第五項を除く。）、第一三条、第一五条、第一六条から第二五条まで、第二七条から第三〇条まで、第三四条、第三五条、第三六条（第三項を除く。）、第三七条、第三八条（第七項を除く。）、第三九条第一項、第四〇条から第四四条まで、第五七条（第四号から第六号までを除く。）、第五八条（第八号、第九号、第一一号、第一三号及び第一四号を除く。）、第五九条、第六一条第二項及び第三項、第六三条、第六三条の二、第六四条第一項、第六五条、第六六条の三並びに第六六条の規定を準用するとともに、所要の読替えをすることとした。（第三条関係）

4　3において準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定することとした。（第四条関係）

5　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、2に規定する期間の末日限り、その効力を失うこととした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

（政令第二五七号）（厚生労働省）

1　ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスを感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二二項の三種病原体等に指定することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令

（政令第二五八号）（厚生労働省）

1　検疫法第二条第三号の政令で定める感染症として中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。以下「中東呼吸器症候群」という。）を定めることとした。（第一条関係）

2　中東呼吸器症候群の病原体の有無に関する検査の手数料を四、一五〇円と定めることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。